

お 知 ら せ

市街化区域における開発行為の許可について
取り扱いを変更します。

□現在の取り扱い

開発区域の事業区域が500㎡以上となるものであって、30cm以上の切土又は盛土があるものは開発行為の許可が必要。



■新しい取り扱い

次に掲げるものは、開発行為の許可は不要とします。

市街化区域内において、公共施設の設置がなく、30cm以上の切土又は盛土をする土地の面積の合計が500㎡未満であるもの。

※切土又は盛土には計画建築物の下部も含まれます。

※案件ごとに開発行為の有無を確認しますので、事前に図面等でご相談ください。(図面等：位置図、現況図、造成計画図、造成計画断面図) なお、造成計画図に30cm以上の切土又は盛り土する部分の面積の求積を行ってください。

※この取扱いは平成30年4月1日以降にご相談いただいた案件から適用します。

問い合わせ先 東海市建築住宅課 開発・指導グループ

TEL：052-603-2211

0562-33-1111